

水産資源管理の基本理念について

水産庁資源管理推進室長 長谷成人

1 はじめに

現在担当している水産資源の管理についてお話ししたい。私自身は、水産資源の管理というのは、外交や防衛の次くらいに国の役割が大きい仕事だと思っている。こういう言い方をすると地方分権の潮流に逆らうようであるが、少なくとも現在の臨海 39 都道府県を前提とする限り、水産資源の管理はあくまで国が中心とならざるを得ないと考える。

ところで、国では昨年秋、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針の見直しを行った。この機会に水産資源の管理についてのあれこれの話題をご紹介するとともに、基本方針の見直しの内容についてご説明することにより水産資源管理の今後について広く関係者のご関心が得られれば幸いである。

2 水産資源って？

(1) 蛙も鱔も水産資源

世に資源と名の付くものは、水資源、生物資源、鉱物資源、人的資源等々多々あるが、今回の話の対象となる水産資源とは、海洋、湖沼や河川の中でその生涯の全てあるいは大部分を送る動植物のうち、食料としての利用を始め、人間が何らかの目的で利用するものを言う。魚類、貝類、藻類、鯨その他海獣類、頭足類(いか、たこ)、甲殻類(えび、かに)等水中に産出する生物一切が対象となり得る。また、水中のみに棲息するものに限らず、蛙のような両生類も含み得る。さらには、現に生きているものに限らず、珊瑚、海綿のような遺骸も含まれる。

(2) 親の仇と魚は見つけたらとれ

このように幅広い水産資源であるが、この資源は水中にある生物資源であることから、他の天然資源とは異なる三大特徴を持つと言われる。

第1の特徴は「自己調節的更新性」である。水産資源は、人間に漁獲されたり他の大型の生物に食べられたりして減少する一方、親が子を産み出すことによって維持・更新される。一般的には、資源量が少ないときは子の量は親の量が多いほど増加し、資源量がある水準を超えると子の量は一定となるか、むしろ減少するとされている。資源が利用できる環境容量(棲息場の大きさや餌の量等)に限界があるからである。ただし、このような親子関係がはっきりした資源もあれば、最近すっかり減少してしまったマイワシのように、環境条件によってほとんど決まってしまう資源もある。マイワシは資源量が大幅変動する資源であるが、条件の悪いときに禁漁しても資源は高水準には戻らない。基本的には環境条件が良くなるまで待つしかない資源である。このような資源も実はかなり多いので、自己調節という部分はかなり割り引いて考える必要がある。一方、自己更新性という部分は、例えば、鉱物資源はもちろん、畑の野菜や山の木のような生物資源も、人間の手を加えなければ再生産するという性質は事実上ないに等しいこととの対比において際だった特徴といえる。

第2の特徴は「無主物性」である。農耕地とは異なり、海洋、湖沼及び河川は、一般に公共のもの（公共水面）であり、したがって、そこに棲息する水産資源は無主物（誰のものでもないもの）であり、漁獲されて初めて所有権が発生する（無主物先占）。土地の所有権なり使用権を前提にした農林業及びその資源との決定的な違いである。このことが、漁業という産業の特徴から、それに携わる関係者の姿勢までを決定づけていると言っても良い。すなわち、漁業の場合は早い者勝ちの行動が基本となり、「親の仇と魚は見つけたらとれ」ということになる。

第3の特徴は「不確実性」である。第1の特徴で述べたように、再生産関係はその時点での親資源の量が基礎とはなるが、自然環境の変動に応じて、生まれた子の生残の程度が影響を受ける。したがって、実際の新規加入量は、マイワシを端的な例として、資源量から期待される値からずれて大きく変動するし、その程度を事前に予測することは極めて困難である。

以上が、水産資源の3大特徴と言われるものであり、遺骸である資源を除き一般的に水産資源に共通する特徴といえる。

（3）魚は動き回るもの

以上の三大特徴の他にも、水産資源の管理の観点から言えば「回遊性」は忘れることができない。海洋を大きく回遊するカツオ・マグロ類、海洋で育ち、生まれた川に回帰するサケ・マス類、その逆のウナギ類と枚挙に暇がない。勿論、貝類や藻類のような定着性の資源もあるので水産資源全体の特徴ということにはならないが、魚類等は国境や都道府県境を自由に越えて移動する。

（4）取締りの難しさ

また、水産資源自体の特徴ではないが、水産資源の管理を考えると「取締りの困難性」も忘れることはできない。このことはなかなか学校で教えないことだが、漁業者は生活のために漁業を営んでおり、規制があっても目先の利益のためなら得てして違反を犯し、虚偽の報告をするものである。これは多少人間というものを考えてみれば当たり前のことであるが、自然科学的アプローチだけに慣れ親しんだ新入行政官などには、時々そのことが念頭にない者もいる。あまり具体的に書くのはばかれるが、陸上の世界でも、ルール違反の例は枚挙に暇がない。水産庁としては、近年大幅に取締体制を強化しているが、広大な水面での活動に対する取締りには陸上以上に制約が伴うものであり、体制強化と言っても予算や人員の制約もあり限界はあるのはご理解いただけたらと思う。

3 水面に線を引く話

国境、都道府県境の話が出たが、水面の上のこれらの境界線はどうなっているのだろうか。

（1）海の国境

17世紀のイギリスとオランダの間の議論を経て、国の領域は陸地及びその陸地から砲弾が届く海域までであるとの考え方が定着していった。18世紀前半頃、海岸から撃つ大砲の着弾距離はほぼ3海里であったことから、3海里の領海の中の資源については沿岸

国の完全な支配下にあるが、その領域を越えた公海においては水産資源の利用は自由という国際慣習法が確立した。その後、19世紀後半以降、蒸気船の普及、漁獲技術の向上によって、既存の漁場における漁獲物が質・量ともに減少したことを背景として、漁業についてより広い水域における沿岸国の権利を主張する動きが強まった。

その後、1970年代から90年代にかけて海の約束事を集大成し、新たな約束事も加え、国連海洋法条約が1994年に発効し、日本も96年7月20日に締約国となった。

同条約によれば、水面は内水、その外側に12海里（1海里は1,852メートル）の幅を持つ領海、その外側に188海里の幅を持つ排他的経済水域と、その外側の公海に分けられる。外国の中には、このいわゆる200海里体制を更に350海里体制にしたい勢力もあり、今後また変化もあり得るが、今時点でとりあえずやっと定着した世界のルールと言える。

領海の幅は、通常は海岸の低潮線（低潮時の水位の線）から測るが、海岸線が著しく屈曲していたり海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては適当な点を結ぶ直線基線を引いてその基線から測ることもある。この基線の内側の水面は内水の一部ということになる。内水にはこのほか湖沼や河川、瀬戸内海のような内海も含まれる。内海というのは、沿岸が同一国家に属し、一切の入口が一定の距離を超えないものとされている。

内水及び領海はその国の領域として当該国の主権下にあるが、同条約に基づき、沿岸国はその外側の排他的経済水域において水産資源の開発や管理について主権的権利を持つとともに、同資源についての管理義務を持つことが国際的に広く認められた。

ところで、二つの国の海岸が向かい合っているか隣接しているときの境界線だが、同条約上、領海については、別段の合意がない限り、境界は中間線ということではっきりしている。一方、排他的経済水域については、衡平な解決を達成するために合意により行うことが原則とされ、極めて抽象的である。我が国は、排他的経済水域の境界線についても領海同様中間線主義であるが、例えば中国の立場は異なり、簡単にはいかない。私も協議の中で、「大陸と島（日本のこと）を同等に扱うのは衡平でない。」あるいは「10億の人間と1億の人間を同等に考えるのは衡平でない。一方が10人、一方が1人の会議で机を半分に分けるのは衡平ではないでしょう。」といった発言を聞いた。結局、このような中国との間には境界線を画定することができないままになっている。また、同じように中間線主義をとっているとされる韓国との間であっても竹島の領有権問題等がネックとなって、一部水域を除き境界が画定できないでいる。

（2）海の県境

日本の領土は、47の都道府県に分かれ、その都道府県の領域は市町村に分けられる。では、水面はどうなっているかというところが難しい。地方自治法上、都道府県の区域は従来の区域による（第5条第1項）とされ、とりとめもない。結局、水面における都道府県境は、慣行を第一とし、慣行がないとき又は不明確なときは関係都道府県間の相互の協議により定めるとされている。実際は、慣行や協議が整っている場合も多くあるが、どちらかというところ整っていない場合の方が一般的である。水産資源管理上の沖合の範囲は、さらに曖昧で、原則として規制の必要があり、取締りを行っている範囲とされ

ている。

以前、水産庁の沿岸課が調べたところ、臨海 39 都道府県の境界 58 本（数え方によってこの数は変わりうるが）のうち、協定書等公文により 1 本の境界線を定めていると双方が言っている線が 7 本、公文はないが共通の認識による 1 本の境界線があると双方が言っている線が 3 本であった。興味深いのは、双方の認識が一致しない線が多数あること。例えば一方は共通の認識があると回答していても相手側はそうでないといった例が多いことで、問題の複雑さを反映している。

4 水産資源は誰がどうやって管理するのか

以上の話によって、ほっておいてもある程度再生産するものの、その見通しをたて難く、誰のものでもないために早い者勝ちの競争が起こり、なおかつ、境界がはっきりしない国の間、都道府県の間を勝手に動き回る資源で、その管理についてルールを作っても取締りが難しいという水産資源についてある程度認識して頂けたものと思う。ちょっと途方に暮れる話ではありませんか。結局、せっかく、ほっておいてもある程度再生産するありがたい水産資源は、その見通しはなかなかたて難いけれども、できるだけ資源について共通の認識を持って、参入規制やさまざまなルールにより早い者勝ち競争に起因する乱獲を抑制し、関係する国の間、都道府県の間で連携をとりながら、関係者の話し合いを積み上げて納得づくのシンプルなルールを作って、管理していくべきというのが私の結論であるが、そのような資源をいかにして管理しているか、そして具体的に管理していくのかについての話に移りたい。

(1) 外国との協力

水産資源の多くが各国の海、公海を自由に回遊する資源であることから、国連海洋法条約においては、水産資源が 2 以上の国の水域に存在する場合や当該国の水域と公海にまたがって存在する場合は、当該国あるいは公海で資源を漁獲する国は直接に又は国際機関を通じて合意に努めるよう義務づけられている。このようなことから、我が国もロシア、韓国、中国等と 2 国間条約を結び、カツオ・マグロ類のような高度回遊性魚種の管理については国際機関に参加して、資源の管理を関係国と協力して行うこととしている。ただし、近隣国とは境界線を定めることも困難というのは前述のとおり。

(2) 漁業法と水産資源保護法による水産資源管理

国連海洋条約に集大成されている欧米流の漁業法規は資源の管理をその基本思想としているのに対し、我が国の伝統的漁業法規は各地の漁場紛争の歴史を背景として、「漁場を誰に、どのように使わせ、それを誰が決めるか」を主眼として発達してきた。この延長上に現在の漁業法があり、そこから枝分かれした水産資源保護法がある。漁業法は漁場利用調整を主眼とするが、もちろん資源管理の要素がないわけではない。それは漁業対象魚種が多様で、漁業種類が複雑かつ漁船数も多い我が国の漁業事情を踏まえ、間接的に漁獲努力量を規制する手法、すなわち水産資源保護法と相まって、漁船の隻数、操業期間、操業区域、網目、機関馬力等に関する規制により水産資源を漁獲しようとする努力量を管理して水産資源を管理する手法である。

漁船の隻数の規制は漁業許可により規制する。国は、大中型まき網や沖合底びき網等

の指定漁業やずわいがに漁業のような大臣承認漁業について「許可」や「承認」によって参入を規制し、都道府県は、漁業法において直接知事許可漁業とすることが定められている小型底びき網や中型まき網等の法定知事許可漁業の他、両法に基づき漁業調整規則を定め、必要な漁業について知事許可制として参入規制をしている。

この他、操業期間や操業区域等の規制については、許可や承認の制限又は条件や農林水産省令や漁業調整規則によって規制をしている。

また、これとは別に都道府県は、漁業権を免許し、これを管理する体系となっている。

この際、漁業調整規則にかかる事務、法定知事許可漁業に係る事務等は地方自治法上第1号法定受託事務とされ、事務の性質上国が行うべき事務を都道府県に委託して事務を執行してもらっていると整理されている。これに対し、漁業権漁業にかかる事務は都道府県の自治事務と位置づけられているが、漁業の管理や資源管理はどうしても広域的な視点が欠かせないため、漁業法の中に特別の規定がおかれ、農林水産大臣は広域的な見地から、都道府県知事に対し漁業権免許の前提となる漁場計画を定めたり変更すべきことについて法的拘束力を持つ指示をすることができることとなっている。

(漁業法の体系、制度の分類の表)

(3) 資源管理法による水産資源管理

国連海洋法条約の批准に伴い、平成8年には、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「資源管理法」という。)を制定し、漁業者が漁獲量を規制する漁獲可能量(TAC)制度を導入した。さらには、平成13年には同法を改正し、漁獲努力量(操業日数等の漁労作業量)の上限を規制する漁獲努力可能量(TAE)制度も導入した。

資源管理法は、その第1条(目的)において、漁業法及び水産資源保護法による措置等と相まって資源の保存・管理を図るとしている。又、国は資源管理の基本計画を定め、大臣が管理する漁業(指定漁業、大臣承認漁業に加え小型するめいか釣り漁業のような大臣届出漁業等を含む)について指導又は勧告をし、必要に応じ採捕の停止等を命ずることによりTACやTAEの管理を行う。一方、都道府県は、国が定めた基本計画の中で、都道府県が管理する漁業(知事許可漁業のように大臣が直接管理する漁業以外)について都道府県別に定められたTACやTAEの配分量について実施すべき施策に関する都道府県計画を定めるとともに、自ら管理する漁業について大臣と同様TACやTAEの管理を行うこととなっている。この場合の都道府県が行う事務は、すべて第1号法定受託事務と整理されている。

ただし、TACについてはサンマとスケトウダラ以外は採捕停止等のいわゆる強制規定は適用除外となっており、ガイドライン的な運用となっている。これは、韓国、中国との間で暫定(措置)水域が存在し、両国民が我が国の排他的経済水域で規制を受けずに操業していることとのバランス上とられている措置である。

(4) 地方分権裏話

前述のような法定受託事務や自治事務といった整理は、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備の一環として漁業法が改正された際に行われたが、同改正

以前は、知事許可関係の事務も漁業権関係の事務も同様に機関委任事務として国の事務を都道府県が受任して行うものであった。同改正に先立つ地方分権推進委員会との協議においては、水産庁は、漁業法に基づき都道府県が行う事務を一部は法定受託事務、一部は自治事務と切り分けることについては懐疑的であった。すなわち、漁業権漁業であっても、例えば定置漁業権に基づく大型定置漁業であれば、全国的に回遊する魚類、例えばシロザケやブリを対象とするものであり、全国の見地での管理が必要であること、具体的にはある県が一方的に定置網の設置を増やしたり、網を沖出ししたりすれば、資源管理上問題が生じるだけでなく他県との関係上も紛争が生じるといったことを懸念してのものだった。あるいは、より小規模な小型定置漁業であれば、通常は共同漁業権に基づいて漁協による規制の下で営まれる場合が多いが、共同漁業権がない場合、知事許可漁業として営まれることとなる。このような場合操業形態自体に差はないのに一方は自治事務（都道府県の事務）、一方は法定受託事務（本来は国の事務）と切り分けるのはおかしい、また、大型の定置網が自治事務で小型の定置網が法定受託事務という逆転現象も生じて整理が悪いといった論点であった。しかしながら、地方分権を進めるという大義名分の中でとにかく機関委任事務の多くを自治事務化したいという者には、このようないわば技術的な論点は受け入れられるところではなかった。最終段階では、せめて、一部を自治事務とするにしても都道府県間の回遊の問題のない区画漁業（養殖業）権と貝類や藻類等地先の定着性の水産資源のみを対象とする第1種共同漁業権に限定することはできないかと委員を務めるOBに相談に行ったこともあったが聞き入れられなかった。その代わり、我々の懸念に応じる形で前述のような自治事務に対する特別な関与として農林水産大臣に指示権が与えられたということである。この指示権に基づき、現在、都道府県に対し、漁業権の漁場を隣接県等他の漁業管理者の了解なしに隣接県側や沖側に拡大することを禁ずる等の指示を発出しているところである。

5 管理措置はシンプルに納得づくで

漁業活動は、早い者勝ちの世界の上に、広い水面の上での行為である。管理のためのルールを作っても、どうしても監視の目は届きにくい、ということを前提に考える必要がある。昨年4月、欧州委員会（EC）のホルムクイスト漁業総局長に我が国の漁業制度についてレクした際、同局長の言うには、「ECの行政官はTAC制度について失望感を持っている。（ECも）資源回復計画をたて漁獲努力量規制を導入したのは、実際に漁獲量が漁獲枠を大幅に越えるということと、（小型魚の）海上投棄の問題が生じるからである。」とのことだった。漁獲量規制から始めて努力量規制を併用するようになった欧州と長年努力量規制でやってきて漁獲量規制を併用するようになった我が国が今同じように資源回復計画に取り組んでいるということで、いきつくところは同じようなことかと意気投合した次第である。

取締りの困難さに話を戻せば、監視の人員や予算を増やすという大きな政府的アプローチも理屈の上ではあるが、基本は関係者（多くの場合漁業者）が必要性を納得し、仲間内の漁業者同志から見てお互いの確認（とも詮議）が容易なルールとすることが重要となる。漁業の管理、水産資源の管理は性善説では上手くいかないが、本人もその必要性を納得してできた規制で、仲間も皆それを守っていると考えていけば、多くの人は規

制を守ろうとすると考えてもまずまず大きな間違いではないであろう。まったくの性悪説に立ち、すべてを監視しようとするれば莫大な人員と予算が必要であり、行政効率の悪いものとなってしまい、現実的ではない。ほとんどの漁業者は守るが、一部に不心得者がいるという程度の規制であって初めて取締りも有効に働くものである。

我が国では、実に様々な規制が加えられている。自分にも覚えがあるが、規制を考える方は、例えばその場の漁業調整問題を納めようとして、あるいは資源管理のためといったそれなりの目的意識、正義感で規制をかけるのであるが、中には時の経過と共に形骸化する規制もでてくる。こまめに点検をすることができればそれに越したことはないが、一旦勝ち得た規制については、一方の当事者はたとえ時間の経過と共にほとんど意味のない規制になっていたとしてもなかなか廃止について合意しないものだ。本当に必要な規制は何なのか、もう一度関係者が考えて、納得の上で、遵守しやすいようにシンプルな規制にしていく、一つ規制を加えるなら、既存の規制を見直して二つぐらいは廃止するような心がけが必要ではないかと考えている。

関係者の間では、密漁防止のため漁業関係法規の罰則の強化を求める声も多い。この問題については、近年魚価が上昇していない中で他の法令との横並びの問題等からなかなか罰則強化を行えないでいるが、いつかそのような見直しが行われる際には、それを契機として既存の規制の総点検、簡素化、重点化が行えないものかと思っている。

6 水産資源管理の基本理念

(1) MSYは押入の奥に

資源管理法は第1条の目的として、漁業法と水産資源保護法による措置等と相まって資源の保存・管理を図ることを唱っていることは既に述べた。しかし、「あわせて海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)の的確な実施を確保」とあり、さらに、TACについて第3条では、最大持続生産量(MSY)を実現することができる水準に資源を維持し又は回復させることを目的として」云々ともある。

(MSYのグラフ)

そもそもこの法律は我が国が国連海洋法条約を批准するのに伴い作られた法律である。MSYについては、多数の国が参加しつつも1970年代に欧米諸国のリードで作成されたその性格上、当時なんとかコンセンサスが得られる概念として採用されたことについてはやむを得ない事情は理解できるが、そもそもMSY理論の基本は特定の資源の再生産の量はその資源自身の密度で決まるというもので、他種資源や物理化学的環境の影響は全く考慮されていない。また、とにかく生産量が増えることに意味があるという考え方であり、経営の視点がない。さらには、とにかく大きくしてから漁獲することがいいことになるので稚魚や魚卵を食する食文化への配慮もない。宮崎県の漁政課長時代、県内のまき網漁業者と船曳網漁業者間の漁業調整に取り組んだが、カタクチイワシの資源をめぐる「親を採るからチリメンが少ない」「チリメンをとるからタレ(カタクチイワシのこと)が増えない」の話を双方からそれぞれ聞かされた。ここにMSY理論など持ち出したらえらいことになるなと内心思ったものである。生物学的には同じ種であっても、

利用形態が全く違い、単価も全く違うものは、違う資源と観念した方がよい場合がある好例であろう。しかし似たような話は全国いたるところに存在する。そういう意味でも1つの資源を1つの漁業種類が採捕するなら管理もどんなに単純だろうと思う。考えてみれば、MSY理論はそういう単調な欧米の漁業事情の中でできた理論なのである。

このような論点は、世界の大勢の中で、そのような理由で条約を批准しないということが論外であることは理解できた。しかしながら、カナダにある国際機関での勤務から帰国した後、若手職員で構成された水産行政懇話会の提言においても問題提起し、国内法においては、いくらなんでも馬鹿正直に引用しなくてもいいのではと主張したものが聞き入れられなかった。結局、法施行後も行政上MSYはお蔵入りしているようなものだし、研究サイドでも、「MSYは現実にはその存在自体あるいはその状態が特定できるか疑問である」として、「適切と考えられる管理規則による資源管理を継続することで得られる漁獲量」として運用している。

ということで、今更とやかく言う必要もないかもしれないが、同様の記述は水産基本法にも書かれているし、後に続く人が経緯を知らず将来硬直的な運用をしないようあえて書いておきたい。「MSYは押入へ。それも奥の方へ。」

(2) 基本理念について

資源管理法第3条に基づき、農林水産大臣は、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画を定めることとなっている。国では、昨秋、水産政策審議会での審議を経て、この基本計画の「第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針」の中に、「基本理念」を明記したので、それをご紹介したい。

排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図る。その場合、資源の保存・管理の担い手は漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。

このため、

(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的な知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。

(2) 特に資源状態が悪化しているものについては目標を設定して資源の回復を図るとともに、資源の回復措置が漁業経営に著しい悪影響を及ぼす場合には、経営安定のために所要の対策を図る。

「排他的経済水域等」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚をいう。したがって、この基本理念自体は、公海、外国水域及び内水面の水産資源については直接言及していないことになる。

「主権ないし主権的権利」とまぎらわしい表現となっているのは、領海及び内水の資

源には主権を有しているものの、排他的経済水域及び大陸棚の資源については、国連海洋法条約上「主権的権利」とされているため。

「科学的知見」とは、まずは当該資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的あるいは資源学的知見があろうが、それに限定されず、漁業の経営状況、水産加工業、流通業等の関連産業の経営、消費者の利益等、社会・経済学的知見も当然に含まれる。

「水産業の健全な発展と水産物の安定供給」は、水産基本法の2大理念である。

「資源の保存・管理の担い手」は直接的には資源を主に採捕する漁業者であるが、「漁業者の積極的な取組を助長」しなければ、すなわち漁業者がその気にならなければ、どんな管理措置も上手くいかないことから、このような記述が特に加えられている。このことは、水産資源管理の特徴として、前半部分で「取締りの困難性」について説明したが、そのこととも密接に関係する。十分納得して決めた管理措置については漁業者の遵守が期待できるし、一部の不心得者に対する「とも詮議」も十分期待できるからである。このため、管理措置の決定プロセスや漁業者の取組に対する助成措置等により、漁業者の積極的な取組を助長していこうというのである。このプロセスでは、「水産政策審議会」はもとより、「漁業調整委員会」すなわち海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会において議論を積み重ねて管理措置を決定していくことが重要である。そして、多くの場合利害が衝突する関係者が納得するためには、客観的な「科学的知見」が重要なのである。結局このことは、漁業調整機構の運用によって漁場を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図るという漁業法の目的、漁業調整の概念を言い換えているにすぎない。

国レベルでは、TACやTAEは水産政策審議会に諮問し、資源回復計画については広域漁業調整委員会の意見を聴いている。特にTACについては、その算定の基礎となる資源評価の段階においても、関係漁業者を交えた検討会を数多く開いているところである。

なお、広域漁業調整委員会は、平成9年の指定漁業の一成更新を契機として作った「沿岸漁業者と沖合漁業者との恒常的な話し合いの場」を平成13年の漁業法改正において発展的に継承したものである。現在は、資源回復計画の審議にほとんどの審議時間を割いているが、今後、より広い議論、意見交換の場として活用できればと思っている。

「特に資源状態が悪化しているものについては目標を設定して資源の回復を図る」は、主に資源回復計画を念頭においたもの。資源状態の悪化が乱獲である場合は、漁獲努力量の管理に漁獲量の管理を組み合わせることで効果を生むであろうが、海洋環境の条件（海洋の物理化学的条件のほかに捕食者との関係等もあろう）である場合は簡単ではない。したがって、資源状態が悪化しているものについてなんでも回復を図るということではない。条件が悪い間は待ちの姿勢で、条件が良くなったら回復させようという場合もあろう。

「経営安定のために所要の対策」とは、漁獲努力量削減のための休漁、漁具改良等に対する助成措置等である。

7 中期的管理方針について

昨秋の基本計画の改正で、特にTACに関連して資源の特徴に応じて管理の方針を書

き込んだ。今後さらにこれをベースとして、平成19年の指定漁業の一斉更新を迎えるまでに指定漁業の許可期間である5年間程度を見通した中期的管理方針としていく方針である。

(1) 資源回復にめりはりを

資源が低位の水準にあるもののうち、現在の海洋環境が当該資源の増大にとって不適な状態にあると認められないものについては重点的、優先的に資源の回復を図る一方、海洋環境が当該資源の増大に好適な状態にあるとは認められない資源については、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を及ぼす場合には、現状の資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮するものとする。

ここで想定されているのはまず太平洋側のマイワシとマサバである。これらの浮魚は、気候・海洋変動に対応して海洋生態系の構造が大きく変化（海洋生態系のレジームシフト）することにより、卓越種が交代していくという考え方が有力である。具体的には、カタクチイワシは常磐・三陸海域の温暖期に増大し寒冷期に減少する。逆に、マイワシは寒冷期に増大し、温暖期に減少すると言われる。あるいはこの2魚種だけでなく、歴史的に見て、マサバも入れてカタクチイワシ マサバ マイワシの順で増減するとも言われている。その中で、マイワシもマサバも現在は資源状態は低位にあり、一方、カタクチイワシは高位にある。しかしながら、同じ低位であってもマサバについては近年散発的に卓越年級群の発生が見られたが、その際には予測、準備ができておらず若齢魚の段階で十分採り残すことができず、資源の回復に結びつけることが出来なかった。この反省にたち、現在、北部太平洋のまき網漁業者により資源回復計画に基づく休漁を中心とした取組が開始されている。一方、マイワシについては未だ資源回復の兆候が見られていない。このようなことから、平成17年のTACにおいては、マサバについては回復シナリオとし、一方マイワシについては現状維持シナリオとしたものである。

もう一つの例として日本海北部系群のスケトウダラをあげよう。スケトウダラは底びき網の対象になる種とはいえ、資源の大きさが卓越年級群によって大きく作用される浮魚的性格の資源であるが、近年再生産の効率(再生産成功率RPS)が極めて低下し卓越年級群の発生が見られなくなっている。このため、研究サイドは、10年間漁獲努力量を4割減らして過去に卓越年級群を生み出した最低のSSB18万1千トンに資源を回復させるべきであるとして平成16漁期年のABC4万2千トン(TACは6万5千トン)を17漁期年は1万5千トンにすべきとした。これを仮に研究サイドの推奨シナリオと呼ぼう。一方、研究サイドはこれとは別に近年の漁獲圧を維持した場合についても参考値として示した。これを維持シナリオと呼ぼう。これを表にすると次のとおりである。

	漁獲量(万トン)									
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
推奨シナリオ	1.5	1.6	1.9	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3
維持シナリオ	2.8	2.6	2.7	2.7	2.7	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3
	親魚量(万トン)									
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014

推奨シナリオ	13.9	15.2	16.2	16.5	16.4	16.2	16.5	16.8	17.1	17.3
維持シナリオ	12.8	13.4	13.7	13.6	13.2	12.8	12.6	12.5	12.5	12.4

表を見て分かるとおり、推奨シナリオは漁獲努力量を抑えるので当初漁獲量はかなり低下する。その替わり親魚量は少しずつ上昇していくが、この間R P Sは低いままと想定しているので回復のスピードは極めて緩やかである。漁獲量は10年たっても維持シナリオと差がない。一方、維持シナリオでは親魚量は増えずに横ばいである。

結果的に我々は後者のシナリオを選択した。前者はいわば風邪でも体力回復に努める鉄人シナリオ、後者は風邪が治ってから体力回復に努める一般人シナリオとでも言えようか。

ただし、実際のT A Cは5万8千トンとなったので2万8千トンとの大きな差について説明する必要がある。この水域のすけとうならば、大臣管理漁業の沖合底びき網漁業と関係道県の知事管理漁業（延縄漁業、刺し網漁業、定置漁業等）で漁獲されるが、T A Cも国と道県に配分される。16漁期年では沖底4万トン、北海道2万3千トン、秋田、山形、新潟、石川は若干である。その中で、沖底は近年の減船の影響もあり、消化率はかなり低くなっている。これら管理主体間の配分比率は3年に1度、過去3年間の漁獲実績をみて見直されるが、本資源の見直しは18漁期年。このような条件の中で、北海道から漁獲努力量は増大しないように管理するが、道分のT A Cを沿岸漁業者の理解が最低限得られる2万トンにしたいとの要望があり、この要望を踏まえ沖底との比率で逆算して5万8千トンという数字に決着した次第である。数字だけ見ると維持シナリオの2万8千トンとの乖離は大きいですが、沖底の消化率は例年どおり低くなるであろうことから、結果的に維持シナリオに近い効果があると考えている。もちろん、このような大きな乖離は一般国民からは分かりにくく望ましいことではないが、多様な漁業種類で営まれ、管理主体も国と各都道府県に分かれている我が国漁業あるいは漁業制度の特徴から、この「管理ロス」とでもいうべき問題はどうしてもつきまとう。この資源が今回「管理ロス」が一番大きかった資源であるため、ややしつこく説明した。ただ、少なくともこのような管理ロスを適正に見込んで、結果的に選択したシナリオに近い漁獲実績となることが大切であると考えている。

さらに、当面のT A Cはそのような運用となったが、条件が悪い中でも稚魚の発生が良好なことが確認された場合には、これの採り残しをすることによって目標とするS S Bを目指すことが重要であることから、現在スケトウダラ日本海北部系群についても加入が良かった場合の採り残しと産卵群の保護を骨子とする資源回復計画を策定すべく関係者と協議中である。ここでも、一旦大きく落ち込んでしまった資源を回復するにはT A Cだけでは対応できず、漁業者の痛みに対する支援措置が含まれる資源回復計画とセットで運用することが有効であることを痛感している。

(2) 量より質を

資源が中位又は高位にあるもののうち、漁獲量の増減が漁業経営に大きな影響を与えるものについては、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えないと認められる範囲において、漁獲可能量を安定的に設定することと

する。

ここで主に想定しているのはサンマである。サンマについては研究サイドは高位で増加傾向と評価しており、沖合域に未利用の大きな資源が存在することも明らかになっている。ところで、次のグラフを見ていただきたい。

(保科さん作成のグラフ)

これは、過去9年間のサンマの漁獲について横軸に生産量、縦軸に生産金額をとっただけの単純なグラフである。大漁貧乏の克服は漁政100年の課題だと思うが、サンマはこの傾向がはっきりする魚種である。もちろん、輸入物の影響や、時期別の供給量による影響等実際はより複雑であるが、大きな傾向として20万トン弱の生産量の時最も生産額が大きくなり、それ以上の大量漁獲はかえって生産金額の低下をもたらすことが分かる。

漁業者だけのことを考え生産額ベースで考えれば20万トンが最適ということになり、生産コストまで考慮して最大の利益率をと考えれば最適生産量はさらに下になるが、加工業者、流通業者等の関連産業、さらには消費者の利益にも配慮して平成17年のTACについては、前年と同じ28万6千トンを選択した。果たしてどのポイントが国として最適なポイントになるのであろうか。この点については、平成17年度から専門家による検討をお願いし、中期的管理目標をまとめる18年の秋までに、より説得力のある科学的知見を示したいと考えている。

排他的経済水域外のサンマはTACの対象外ではあるが、せっかく資源が膨大にあるのだから現在の操業形態に拘ることなく、これをもっと利用すべきであるという考え方がある。私も総論としては反対ではない。しかしながら、生産をやみくもに増やしても、生鮮主体の現在のサンマの需要自体が即座に変わるわけではない。それは現にサンマに依存している漁業者の経営を急に破壊するようなアプローチであってはならず、段取りとしてまず試験操業、実証試験を経て、採算性についての見通しをもった上で踏み出すべきものだと思っている。

(3) シェアードストックの難しさ

外国の水域と我が国の水域にまたがって分布し、当該外国においても採捕が行われているものについては、当該外国と協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は現状の資源水準を持続することを基本にして、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うこととする。

国連海洋法条約上、2以上の沿岸国の排他的経済水域に存在する資源はシェアードストックと定義され、当該沿岸国は、直接または地域的機関を通じて必要な措置について合意するよう努める(同条約第63条)ことになっていることはすでに触れた。我が国周辺水域には、このような資源について協議するための地域的機関は存在しないから、いずれも当事国間で取り組むこととなる。相手は、ロシア、韓国、中国。北朝鮮と台湾については今回は横に置いておく。露韓中、いずれも境界線問題を抱えている。ロシアとは北方四島問題、韓国とは竹島問題。中国とは、境界線の考え方自体が異なるため議論がなかなか噛み合わない。結果的に、韓国、中国との間には広大な暫定(措置)水域が

存在し、中国との関係においては、北緯 27 度以南の東シナ海及び東シナ海より南の東経 125 度 30 分以西の水域（南シナ海の中国の排他的経済水域を除く）においては、昔ながらの旗国主義（領海外において双方は自国の漁船に対してのみ管轄権を持つ）が残ってしまっている。

シェアードストックは、我が国が資源管理の努力をしても、隣国が乱獲をしていればそのツケが我が国の漁業者に回ってくる。たちが悪いのは、我が国漁業者の採算点とこれら隣国の漁業者の採算点が大きく違っていることである。すなわち、我が国漁業者にとっての乱獲状態でも、相手国の漁業者には利益がでるのである。

このような中では、とにもかくにもまず当該外国と協調した管理に取り組むことが肝心である。これは言うは易く行うは難しの典型例である。しかしそうであっても、不断の努力が必要であることは間違いない。

そして、TACであるが、相手国との協調体制ができていない中で、我が国漁業者に対してのみ大きな痛みを伴う措置はとるべきではない。このような資源については例え国が財政支援までして厳しい管理措置をとっても、その果実が我が国漁業者に返ってくることの保証もまったくないからである。そうは言っても資源が減少するに任せることも責任ある漁業国のとるべき道でもないことから、まずは資源の維持を基本と考えた。

また、先日も北海道の羅臼に行き、最盛期を迎えたスケトウダラの刺し網漁業を見、関係者の意見を聴いて帰ってきたところだが、この漁業は地先にスケトウダラの根室海峡系群の産卵場があり、この産卵群を採る漁業である。目と鼻の先にロシアに不法占拠されている国後島が見える。ここに、ロシアのトロール船が来ては産卵群を採っていく。長年、この操業が地元漁業者を苦しめてきた。ロシア側に申し入れても、彼らの立場からすると自国の領海内操業と言うことであるから埒があかない。そのような状況で、トロール操業の有無により北海道寄りへの来遊量は変動する。このように極端な例でなくとも日本海側のサバ類も年により漁場形成は日本側に厚かったり、大陸側に寄ったり大きく変動する。このようなことにも考慮してTACを設定するということである。

具体的には、日本海側のさば類、マアジ、根室海峡系群のスケトウダラ等この考え方によって、資源維持をベースとしてTACを算定した。

（４）将来のために採り残す

今後数年の間に新たに漁獲対象に加わる資源量の変動が見通されているものについては、資源の水準の維持、拡大を図るという前提の下で、安定的な漁獲量を継続できることに配慮することとする。

冒頭で水産資源の特徴としての不確実性の話をした。今まで話題に出たマイワシ、マサバ、スケトウダラいずれも結局近年の親子関係（再生産成功率：RPS）を使って今後も同じような率で親から子が産まれるだろうという仮定を置いてシミュレーションをする。若齢魚のうちから漁獲対象になるこのような魚種を管理するのは本当に難しい。これに対し、ズワイガニは年齢の査定が出来ない代わりにすぐには漁獲対象とはならない。そのような資源に対して、日本海西部の系群の場合、トロール調査を行うことにより漁獲対象となる以前の小型がにの量についての知見が得られるので、トロール調査の補足率による誤差は当然あるものの、同調査に基づいて今後3年程度の加入状況につい

での予測が可能なのである。同水域のスワイガニは、一時期資源が大幅に落ち込んだ資源であるが、国連海洋法条約批准から新日韓漁業交渉の締結、それに基づく交渉の結果韓国の底刺し網を暫定水域を除く我が国排他的経済水域から排除したこと、増殖礁の設置等の地道な努力等が実を結び、近年回復傾向が顕著である。

次のグラフを見ていただきたい。

(過去の漁獲量のグラフ)

(水研の補足説明資料の図4と図5)

これによると、平成17年度の漁期には大量の加入が見込まれるのである。その代わり、その後2年についてはその半分程度の加入に留まると予想されている。このような場合、現在の漁獲努力量(同じような調子)で漁獲すれば、漁獲量は7千1百トンにも達するというのが研究者の見解であった。その代わり、その後の漁獲量の減少は早い研究サイドは5千トンを推奨値としたが、この場合、漁獲努力量を3割以上削減する必要があり、漁業者からの要望を踏まえ、5千5百トンをTACとした。

8 おわりに

今回は、あくまで現在の臨海39都道府県を前提とした話をさせていただいた。しかしながら、道州制が進展すれば当然国と地方政府の関係は大きく変わる。地方支分部局の見直しも行われる。その際には、この千載一遇のチャンスを逃すことなく是非道州間の境界の画定を行ってほしい。慣行、協定があるならそれを生かし、なければ機械的に中間線でよいではないか。

17年度予算では、三位一体改革による補助金の見直しを踏まえ、資源回復計画やTAC関係の補助金が交付金化される。今後も国と地方の役割分担の見直しが加速度的に進むだろう。見直しをする以上、少しでも良い結果を生むようにしなければならないが、その際には、全体から見ればマイナーな話だからと切り捨てず、ここで述べたような水産資源管理の特殊性も少しは理解された上で、議論が進むとよいと思っている。

また、最後に紹介した中期的管理方針は、今後、多くの方のご意見を聴いて18年秋までに取りまとめたいと思っているので、多くの方々からご意見を頂ければ幸いである。

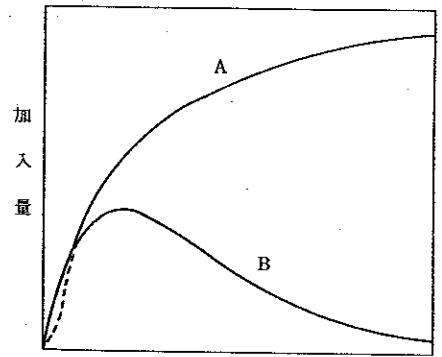


図1 産卵量または親魚量

ベバートン・ホルト型 (A) およびリックカー型 (B) の再生産曲線

〔出典：田中昌一『資源研究の理論と実際』、日本水産資源保護協会、1968年、27頁〕

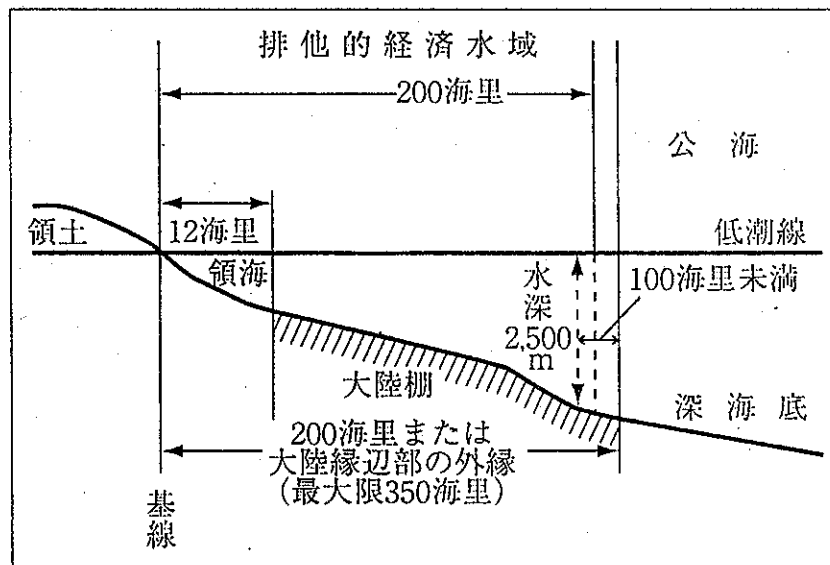
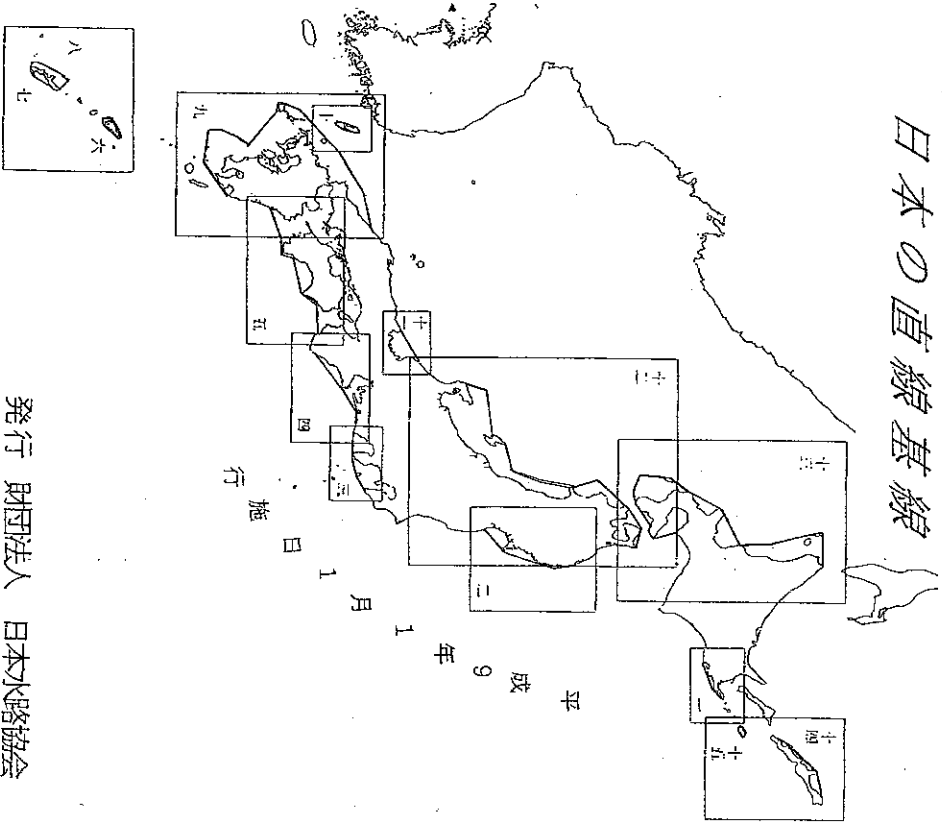


図2 国連海洋法条約による海洋の規制図

日本の直線基線



発行 財団法人 日本水路協会
 監修 海上保安庁水路部

図3 日本の直線基線

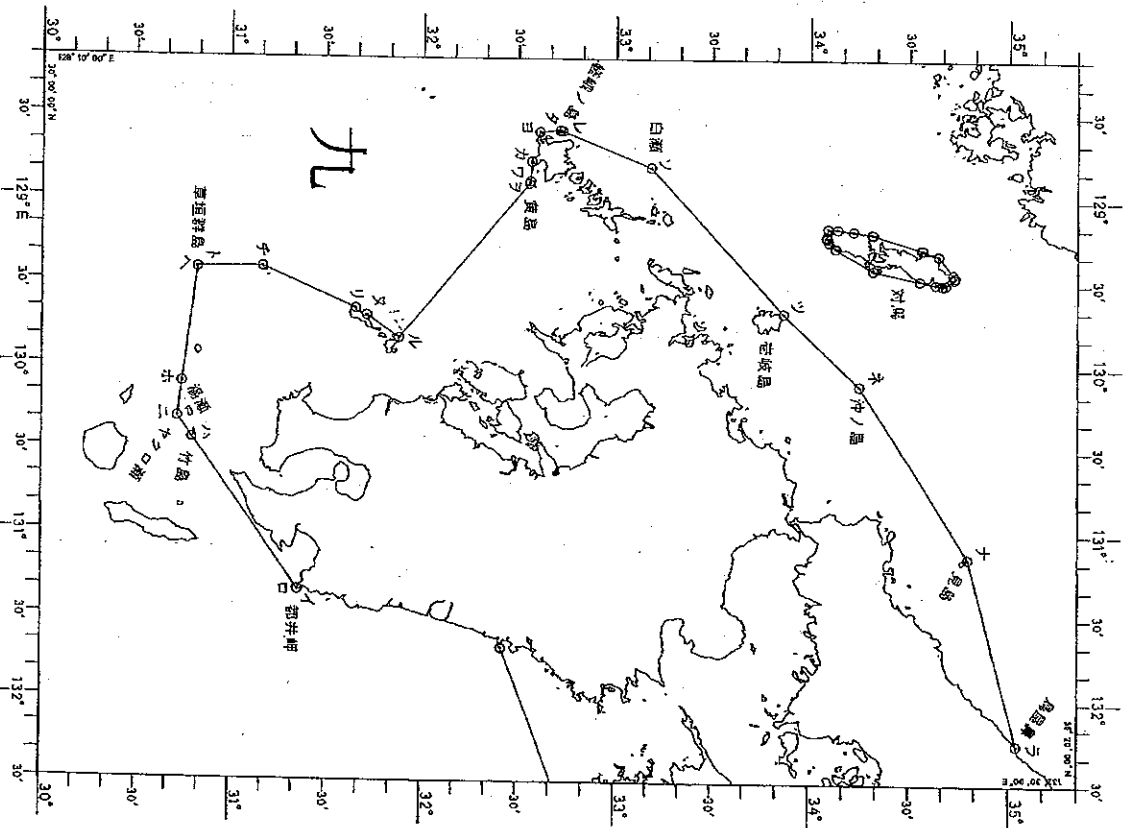


図4 九州沖の直線基線

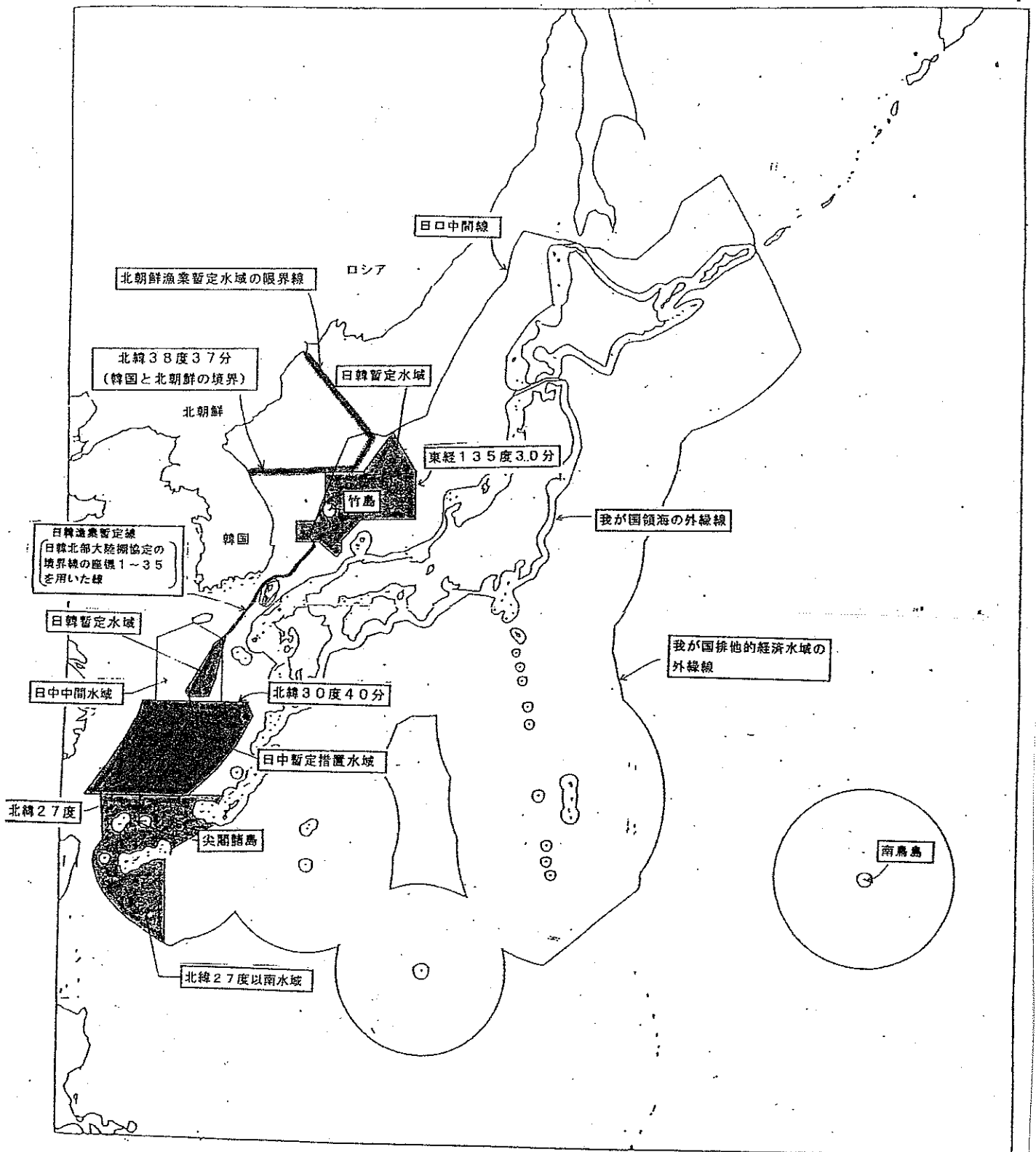


図5 日本周辺水域図

表1 漁業法に基づく漁業権制度・許可制度の分類

漁業制度に基づく分類		内 容	免許又は許可等の存続期間	免許又は許可権者	当該漁業制度にかかわる根拠法令			
漁業権	定置漁業権	漁具を定置して営む漁業権であって、 ①身網の設置されている場所の最深部が最高潮時において水深27m（沖縄県にあっては、15m）以上であるもの ②北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	5年	原則 都道府県知事	漁業法第6条			
	区 画 漁 業 権	第1種区画漁業権	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して養殖業を営む権利 (例) 小割り式養殖業、ひび建て養殖業、真珠養殖業、垂下式養殖業			10年	漁業法第6条	
		第2種区画漁業権	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において養殖業を営む権利 (例) 築堤式養殖業、網仕切式養殖業等					漁業法第7条
		第3種区画漁業権	一定の区域内において養殖業を営む権利であって、第1種及び第2種区画漁業権以外のもの (例) 地まき式貝類養殖業等		漁業法第6条			
	特定区画漁業権	ひび建て養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業（真珠養殖業を除く）、小割り式養殖業、第3種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権	漁業法第6条					
	共 同 漁 業 権	第1種共同漁業権					藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物 ^(注1) を目的とする漁業権	10年
		第2種共同漁業権			網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業権であって定置漁業権及び第5種共同漁業権以外のもの			
		第3種共同漁業権			地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く）、飼付漁業又はつきいそ漁業を営む権利であって第5種共同漁業権以外のもの			
		第4種共同漁業権			寄魚漁業又は鳥付きこぎ釣り漁業を営む権利であって第5種共同漁業権以外のもの			
		第5種共同漁業権	内水面又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面 ^(注2) において漁業を営む権利であって第1種共同漁業権以外のもの					
入漁権	設定行為に基づき、他人の共同漁業権又は特定区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利	設定契約により決定	漁協間の設定行為又は海区漁業調整委員会による裁定	漁業法第7条				
許 可 漁 業	指定漁業	沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業	5年	農林水産大臣	漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令			
	大臣承認漁業	ずわいがに漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業、東シナ海はえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業	1年	都道府県知事	承認漁業等の取締りに関する省令第1条第2項			
	知事許可漁業	小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、さし網漁業等 ^(注3)	3年		都道府県漁業調整規則			
	法定知事許可漁業	小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業			漁業法第66条第2項			
大臣届出漁業	かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業、暫定措置水域沿岸漁業等	-	農林水産大臣		承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項			
自由漁業 ^(注4)	上記以外の漁業 (例) 一本釣り、小型はえ縄漁業等	なし	なし					

(注1) いせえび、しゃこ、えぼしがい、かめので、ほや、うに、なまこ、ひとで、かしばん、いそぎんちゃく、えむし、うみほおずき、たこ（いいだこ、みずだこ及びてながだこを含む。）、ほっかいえび、しらえび、しゃみせんがい、ことむし。
(注2) 久美浜湾、与謝海。
(注3) 各都道府県の実態に応じて各都道府県規則により規定されている。
(注4) 漁業制度上、農林水産大臣または都道府県知事による免許、許可、承認及び届出が不要な漁業。

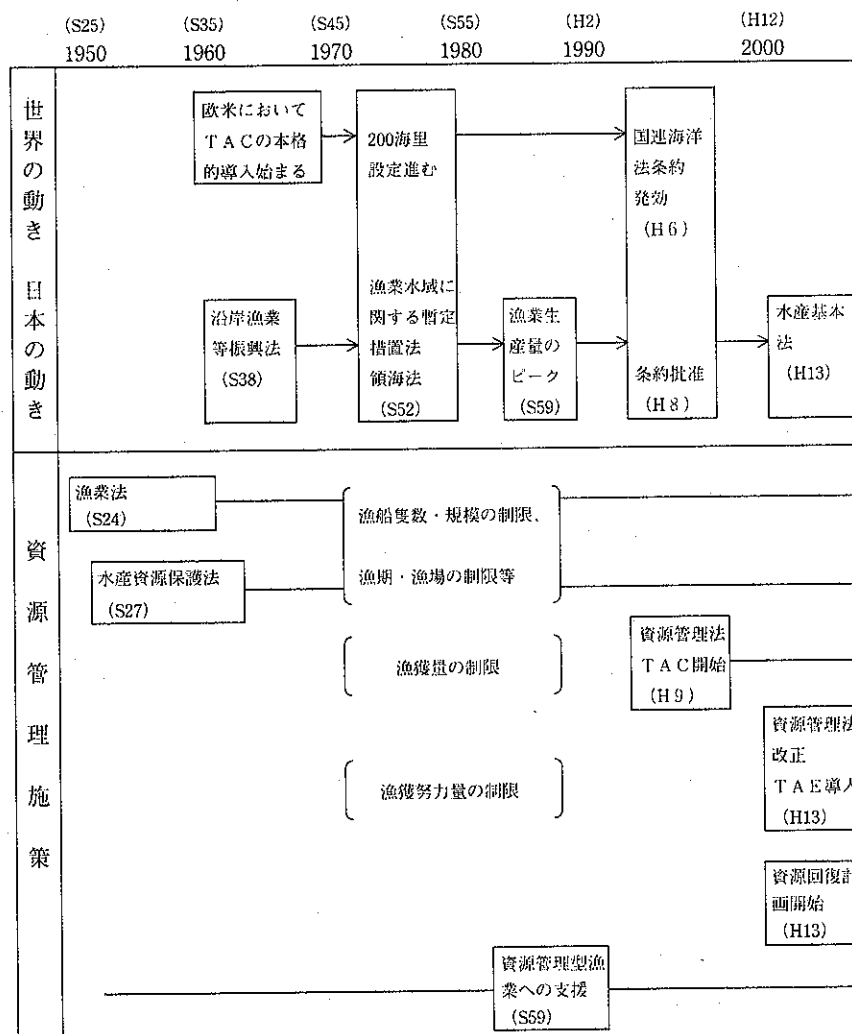


図6 資源管理施策の推移の図

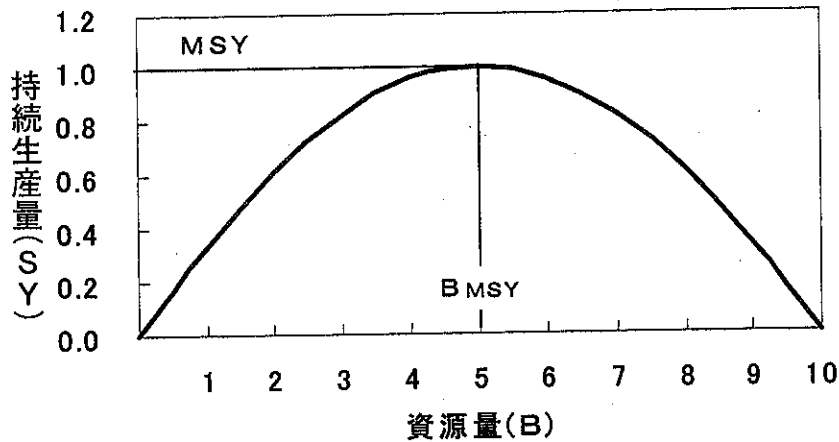


図7 資源量と持続生産量（漁獲量）の関係

表2 スケトウダラ管理シナリオ

	漁獲量（万トン）									
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
推奨シナリオ	1.5	1.6	1.9	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3
維持シナリオ	2.8	2.6	2.7	2.7	2.7	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3
	親魚量（万トン）									
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
推奨シナリオ	13.9	15.2	16.2	16.5	16.4	16.2	16.5	16.8	17.1	17.3
維持シナリオ	12.8	13.4	13.7	13.6	13.2	12.8	12.6	12.5	12.5	12.4

((独) 水産総合研究センターの資料評価書から作成)

表3 すけとうだら日本海系群のTAC

	平成16漁期年 ※1	平成17漁期年	(参考) 15漁期年漁獲
TAC	65,000	58,000	
大臣管理分（沖底）	40,000	36,000	14,425
北海道	23,000	20,000	15,904
うちすけとうだら 固定式刺し網 及びすけとうだら はえ縄	21,200	18,200	13,837
その他漁業	若干※2	若干	2,067
秋田	若干	若干	117
山形	若干	若干	326
新潟	若干	若干	312
石川	若干	若干	92

※1 すけとうだらの漁期年は4月～3月

※2 若干とは、過去に漁獲実績が100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められるもの。

図8 さんま漁獲量と漁獲金額（平成7年～15年）

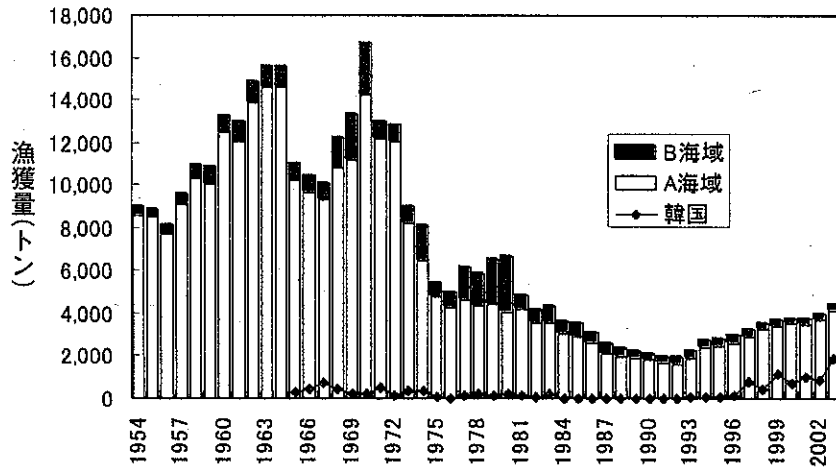
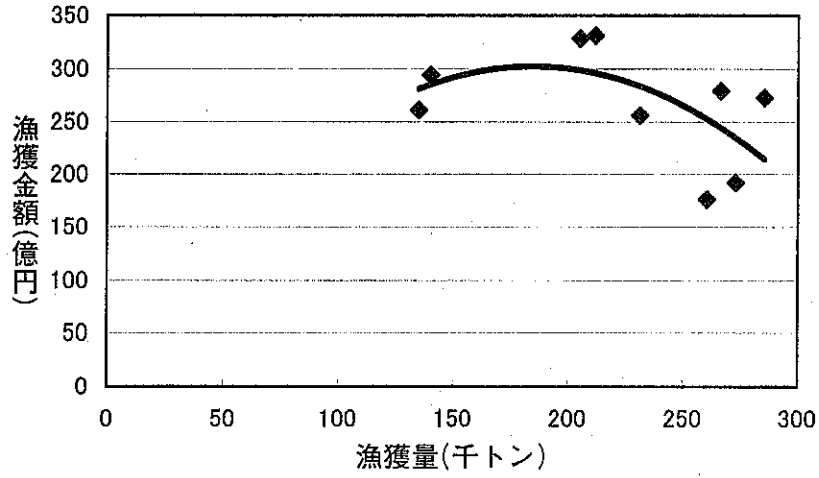


図9 日本海における漁獲量の推移
 日本：農林統計；2003年は概数 積み重ね棒グラフ
 ((独) 水産総合研究センターの資料評価書より)

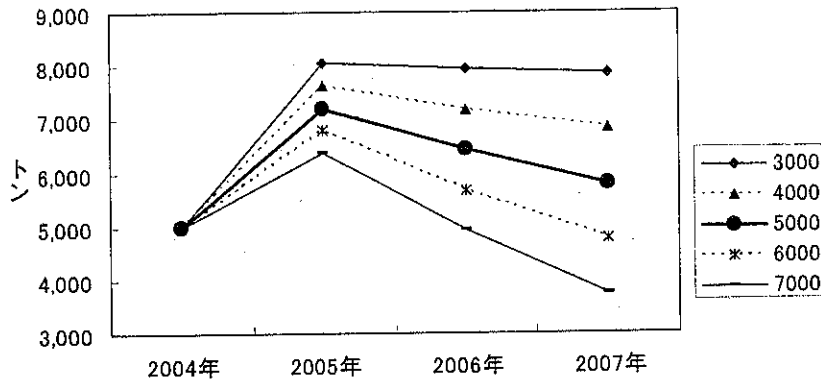


図10 スワイガニ雌（経産ガニ）の漁期終了後の資源重量

シミュレーションは2005年に卓越年数（2004年初産ガニ）が加入、2006年と2007年は2005年加入群の1/2、2005年から3年間同じ漁獲量で漁獲した場合を想定した。

計算の結果、7000トンで漁獲すると2006年に、6000トンで漁獲すると2007年に資源量は2004年を下回る。2004年と2007年が同値となるのは約5700トン、2005年の資源量を維持するには漁獲量を3000トン程度にする必要があると計算された。

((独) 水産総合研究センターの資料評価書より)

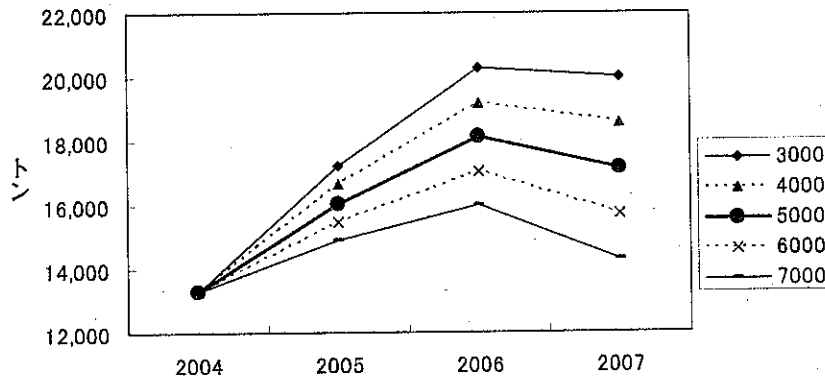


図11 スワイガニ雄 漁期終了後の資源重量

雌と同様、シミュレーションは2005年に卓越年数が加入、2006年と2007年は2005年加入群の1/2、2005年から3年間同じ漁獲量で漁獲した場合を想定した。雄の場合は卓越年級が12歳、13歳と脱皮・増重して資源に留まるために、雌ほど2006年以降減少しない。7000トンで漁獲した場合でも2004年よりも多く資源量が残る計算となる。しかし、この推定結果の精度については上述のとおりであるので、資源動向を検討するのは雌の結果に基づいて行い、雄の結果は参考に止めるべきであろう。

((独) 水産総合研究センターの資料評価書より)

表4 平成16年及び平成17年漁獲可能量 (TAC)

第1種特定 海洋生物資源	漁獲可能量		管理の対象となる期間
	平成16年	平成17年	
さんま	28.6万トン	28.6万トン	1月～12月
すけとうだら	32.1万トン	28.2万トン	4月～3月
まあじ	31.4万トン	34.0万トン	1月～12月
まいわし	7.0万トン	6.0万トン	1月～12月
まさば及びごまさば	41.9万トン	42.6万トン	1月～12月
するめいか	38.5万トン	35.9万トン	1月～12月
ずわいがに	7,178トン	7,453トン	7月～6月

表5 17年漁獲可能量 (TAC) 設定の考え方

	TAC設定に係る管理方針		対象資源 (() は系群)
	資源の状況等	TAC設定の考え方	
(1)	資源が低位の水準にあるもののうち、		
	① 現在の海洋環境が当該資源の増大にとって不適な状態にあるとは認められないもの	重点的・優先的に資源を回復	・まさば (太平洋)
	② 海洋環境が当該資源の増大に好適な状態にあるとは認められないもの	回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を及ぼす場合には、現状の資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮	・まいわし (太平洋、対馬暖流) ・すけとうだら (北部日本海、太平洋)
(2)	資源が中位又は高位にあるもののうち、漁獲量の増減が漁業経営に大きな影響を与えるもの	将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えないと認められる範囲において、漁獲可能量を安定的に設定	・さんま (北西太平洋)
(3)	外国の水域と我が国の水域にまたがって分布し、当該外国においても採捕が行われているもの	当該外国と協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は、現状の資源水準を維持することを基本にして、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理	・まあじ (対馬暖流) ・まさば (対馬暖流) ・ごまさば (東シナ海) ・すけとうだら (オホーツク海南部、根室海峡) ・ずわいがに (オホーツク海)
(4)	今後数年の間に新たに漁獲対象に加わる資源量の変動が見通されているもの	資源の水準の維持、増大を図るという前提の下で、安定的な漁獲量を継続することに配慮	・ずわいがに (日本海、太平洋北部)
	上記に当てはまらない資源	研究者が推奨する管理方針を採用することを基本	・まあじ (太平洋) ・ごまさば (太平洋) ・ずわいがに (北海道西部) ・するめいか (冬季発生、秋季発生)